

アクセシブルデザイン – 消費生活用製品の アクセシビリティー般要求事項

JIS S 0012: 2018

平成 30 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

S 0012: 2018

日本工業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名				所属
(委員会長)	鎌	田		実	東京大学
(委員)	荒	木		薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井	上	剛	伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長	田	信	_	公益財団法人テクノエイド協会
	倉	片	憲	治	早稲田大学
	越	野	滋	夫	公益社団法人日本包装技術協会
	鷺	坂	和	美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	中	Щ	昭	夫	神戸学院大学
	$\vec{-}$	瓶	美	里	東京大学
	根	村	玲	子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
					相談員協会
	畠	中	順	子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平	野	澄	子	主婦連合会
	藤	本	浩	志	早稲田大学
	\equiv	浦	晃	史	公益社団法人日本介護福祉士会
	宮	田	恵	子	一般財団法人日本消費者協会
	森	Щ	美	和	公益財団法人共用品推進機構
	山	際		淳	日本生活協同組合連合会
	山	澤		貴	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	山	本	澄	子	国際医療福祉大学
	渡	邉	愼	_	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成 12.11.20 改正:平成 30.2.20

官 報 公 示:平成30.2.20

原案作成協力者:公益財団法人共用品推進機構

(〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町 2-5-4 OGA ビル TEL 03-5280-0020)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会:高齢者・障害者支援専門委員会(委員会長 鎌田 実) この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協刀者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ペーシ
序:	文······· ₁
1	適用範囲 ····································
2	引用規格
3	用語及び定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	一般的原則
4.1	多様な利用者、多様なニーズ及び多様な使用環境への配慮
4.2	分かりやすさ及び取扱いのしやすさ····································
4.3	多様な利用者のニーズへの公平な配慮・調整
5	配慮事項
5.1	情報表示 ······ 3
5.2	操作・取扱い ····································
5.3	取扱説明
5.4	適切な環境
解	説

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本 工業規格である。

これによって、JISS 0012:2000 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS S 0012 : 2018

アクセシブルデザイン-消費生活用製品のアクセシビリティー般要求事項

Accessible design—Accessibility requirements for consumer products

序文

この規格は、2000年に制定され、その後 1 回の改正を経て今日に至っている。2017年に **JIS Z 8071** が改正され、アクセシビリティ環境の変化に対応するために改正した。

なお, 対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、高齢者をはじめとするより多くの利用者が消費生活用製品(以下、製品という。)を使いやすく、かつ、扱いやすくするために、それらの製品を設計する際に基本的に留意すべきアクセシビリティ配慮事項について規定する。ただし、設備用、業務用、専門家用などの特殊な用途に使用する製品は対象としていない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JISS 0013 高齢者・障害者配慮設計指針-消費生活製品の報知音

JIS S 0103 消費者用図記号

JIS T 0103 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則

JIS T 0921 アクセシブルデザイン - 標識, 設備及び機器への点字の適用方法

JIS Z 8071 規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 8071 によるほか、次による。

3.1

操作

利用者が目的を達成するために、製品に対して(利用者が)行う行為。

3.2

情報表示

操作の状態、結果、操作の仕方、操作方向、操作手順、製品の状態などを示す表示。

例 ランプ,メータ,表示文字,図記号,スピーカー,ディスプレイ,タッチパネルなど。